

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 様

新見市立新見南中学校
校長 西村 成人

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校教育に対するご理解とご支援、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力をいただきありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、5類感染症に移行することとなります。このことを踏まえ、新見市教育委員会から次のとおり対応方針が示されました。

つきましては、5月8日から適用いたしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 学校における出席停止措置の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

2. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童生徒については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3. 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

下記については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席とはしないことも可能ですので、学校にご相談ください。

- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクの高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

4. その他

- 児童生徒に発熱等の症状が見られる場合は、無理をして登校せず、自宅で休養してください。